別表十四㈣の記載要領第二十一号中「を有する場合を含む。）又は」を「（同条第８項の規定により同条第７項に規定する調整公益目的財産残額とみなされる金額を含む。以下この号において「調整公益目的財産残額」という。）を有する場合を含む。）又は」に、「連結事業年度開始の日において同条第７項に規定する」を「連結事業年度開始の日において」に改め、同第二十一号を次のように改める。

３　この表のⅢは、法人が法第64条の４の規定の適用を受ける場合（令第131条の５第１項第５号に掲げる場合に該当する場合に限るものとし、当該事業年度又は連結事業年度開始の日（同条第13項の合併の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、当該合併の日）において同条第10項に規定する救急医療等確保事業用資産取得未済残額（同条第13項の規定により同条第10項に規定する救急医療等確保事業用資産取得未済残額とみなされる金額を含む。）を有する場合を含む。）に記載すること。

別表十四㈣の記載要領に次の二十二号を加える。

４　「当期における救急医療等確保事業用資産の取得価額の合計額　㈱」の欄は、当該事業年度又は連結事業年度において取得をした各救急医療等確保事業用資産（令第131条の５第１項第５号イに規定する救急医療等確保事業用資産をいう。）の同条第10項の規定の適用を受ける前の取得価額の合計額を記載すること。この場合において、その合計額の計算に関する明細を別紙に記載して添付すること。

５　「当期益金算入額　㈰－㈱　㈲」の欄は、令第131条の５第11項又は第12項の規定の適用がある場合にのみ記載すること。

別表十四㈣を別表十四㈥とし、別表十四㈤を別表十四㈣とし、別表十四㈤付表二を別表十四㈤付表三とする。

別表十四㈤付表二の表中

(1)の期間における特定引継資産の譲渡等特定事由による損失の額（別表十四(五)「9」）	を	(1)の期間における特定引継資産の譲渡等特定事由による損失の額（別表十四(六)「9」）	に、
(1)の期間における特定引継資産の譲渡又は評価換えによる利益の額（別表十四(五)「10」）		(1)の期間における特定引継資産の譲渡又は評価換えによる利益の額（別表十四(六)「10」）	

(1)の期間における特定保有資産の譲渡等特定事由による損失の額（別表十四(五)「12」）	を	(1)の期間における特定保有資産の譲渡等特定事由による損失の額（別表十四(六)「12」）	
(1)の期間における特定保有資産の譲渡又は評価換えによる利益の額（別表十四(五)「13」）		(1)の期間における特定保有資産の譲渡又は評価換えによる利益の額（別表十四(六)「13」）	